

# 栃木県アライグマ・ハクビシン防除実施計画

令和3(2021)年3月

栃木県

## 目次

|    |                   |   |
|----|-------------------|---|
| 1  | 計画策定の背景と目的        | 1 |
| 2  | 計画対象種             | 1 |
| 3  | 防除を行う区域           | 2 |
| 4  | 防除を行う期間           | 2 |
| 5  | 現況                | 2 |
|    | (1) 生息状況          | 2 |
|    | (2) 被害の状況         | 3 |
|    | (3) 捕獲の状況         | 4 |
| 6  | 防除の目標             | 4 |
| 7  | 防除の方法             | 5 |
|    | (1) 防除の考え方        | 5 |
|    | (2) 緊急的な防除        | 5 |
|    | (3) 実施体制          | 5 |
|    | (4) 捕獲の方法         | 6 |
|    | (5) 捕獲の際の留意点      | 7 |
|    | (6) 捕獲個体の取扱       | 7 |
|    | (7) 捕獲個体の譲渡しと飼養   | 8 |
|    | (8) モニタリングと計画の見直し | 8 |
| 8  | 捕獲以外の対策の推進        | 8 |
| 9  | 計画の推進体制           | 9 |
|    | (1) 関係機関との連携      | 9 |
|    | (2) 関係者との合意形成     | 9 |
| 10 | 普及啓発              | 9 |
| 11 | 参考文献              | 9 |
|    | 最後に               | 9 |

## 1 計画策定の背景と目的

### アライグマ

アライグマは、本来我が国に生息していなかったが、ペット等として輸入され、飼われていたものが逃げたり、捨てられたりして、全国各地で野外に生息するようになった。本種は、様々な環境で生息が可能であり、繁殖力が高く、雑食性で食性の幅が広いこと、国内では天敵がほとんどいないことなどから個体数が著しく増加し、生態系、生活環境、農作物への被害が発生し、さらに狂犬病等の人獣共通感染症の媒介も懸念されている。

平成 17(2005)年 10 月には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16(2004)年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。)が施行され、アライグマは特定外来生物に指定された。

近県で相当数が捕獲されており、いったん個体数や分布が拡大すると、農作物のみならず生態系や生活環境への被害が甚大となることを受けて、本県では平成 24(2012)年 2 月に防除実施計画を策定し防除に取り組んできた。

その間、防除実施計画策定時(平成 23(2011)年度まで)には県内 15 市町だった目撃等の情報は、令和元(2019)年度までに全市町(25 市町)に広がり、捕獲数も平成 22(2010)年度は 3 頭であったが、令和元(2019)年度には 44 頭と増加してきている。

### ハクビシン

ハクビシンは、戦時中に毛皮用に国内に移入された。江戸時代に持ち込まれたとする記録もある。現在では、日本列島のほぼ全域に分布しており、宮城・福島から中部地方、四国で特に多い。「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(通称「生態系被害防止外来種リスト」)において総合対策外来種に選定されている。

本県においては、県全域に生息しており、イノシシに次いで農業被害が多い。また、アライグマと同様、家屋侵入による生活環境被害も発生している。

### 本計画の位置づけ

アライグマとハクビシンは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下、「鳥獣保護管理法」という。)に規定する狩猟鳥獣であり、生息環境等も似ていることから、各種被害の抑制と生物多様性の保全に資するため、共通の計画を策定し、市町や関係機関、地域住民と連携して計画的かつ継続的に防除及び被害対策を実施するものとする。

なお、アライグマに関する記述は、外来生物法に基づく防除実施計画に位置づける。

## 2 計画対象種

アライグマ(学名: *Procyon lotor*)

ハクビシン(学名: *Paguma larvata*)

### 3 防除を行う区域

栃木県全域

### 4 防除を行う期間

令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までとする。ただし、アライグマ及びハクビシンの生息状況等の大きな変動、新たな科学的知見を得た場合や、アライグマ防除実施計画の前提となる国の告示期間(特定外来生物の防除に関する件)の見直し等があった場合は、必要に応じて計画期間を見直すものとする。

### 5 現況

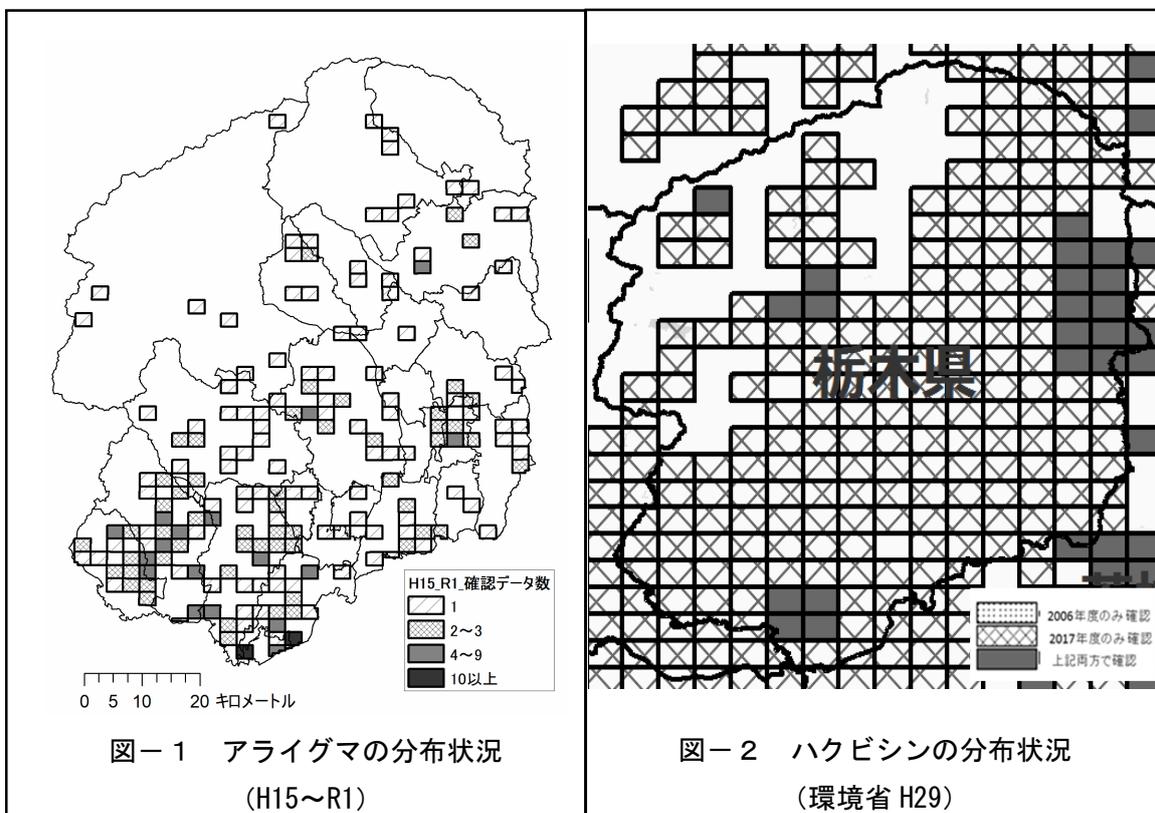
#### (1) 生息状況

##### アライグマ

モニタリング調査により得られた捕獲及び目撃等の情報から県内の平野部にまんべんなく生息域を拡大しているものと考えられる。特に県南部に情報が多いため、この地域から定着が進んでいると考えられる(図-1)。

##### ハクビシン

1968年以降県内に広く分布を拡大させ、県北西部の亜高山帯、高山帯を除く、ほとんどの地域に生息している(栃木県2002)(図-2)。



## (2) 被害の状況

### ア 生態系被害

アライグマにとっては、水辺環境が重要な餌場となっているため、個体数の多い地域では、両生類や爬虫類の生息に大きな影響を与えるおそれがある。

特に絶滅のおそれのある野生動植物種として「レッドデータブックとちぎ」に掲載されているトウキョウサンショウウオやニホンアカガエルなどへの影響が心配されている。

また、生態が似ているタヌキなどの生息への影響も懸念される。

ハクビシンについては、現在、在来種への影響が具体的に把握されている事例は確認されていない。

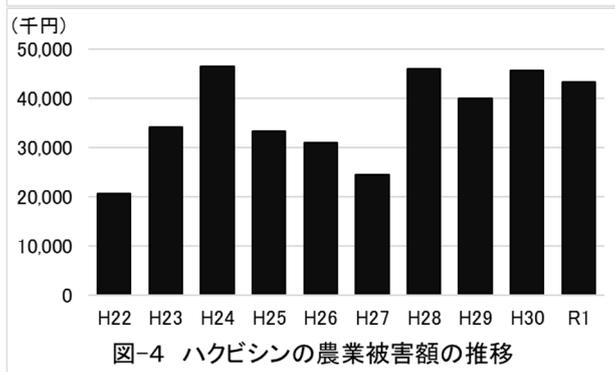
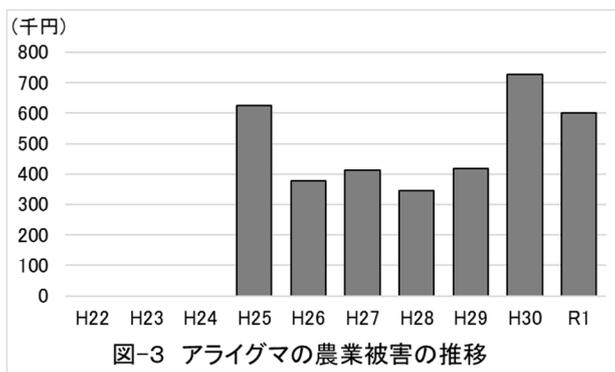
### イ 生活環境被害

アライグマやハクビシンが家屋に侵入することにより、屋根裏などでの鳴き声・足音による騒音、糞尿汚染や寄生虫等による動物由来感染症など、生活環境の被害が心配されている。

### ウ 農業被害

アライグマとされる農作物への被害の事例は少ないものの、果樹や野菜の食害が確認されている。しかし、ハクビシンやタヌキなどの被害との区別がつきにくいために、アライグマによる被害と認識されていない可能性も考えられる（図-3）。

ハクビシンによる農業被害額は、平成 28(2016)年度にシカの被害額を上回り、令和元（2019）年度は約4千3百万円で、イノシシに次いで多くなっている（図-4）。



(3) 捕獲の状況

県内のアライグマ及びハクビシンの捕獲数の推移は、図-5、6のとおりである。

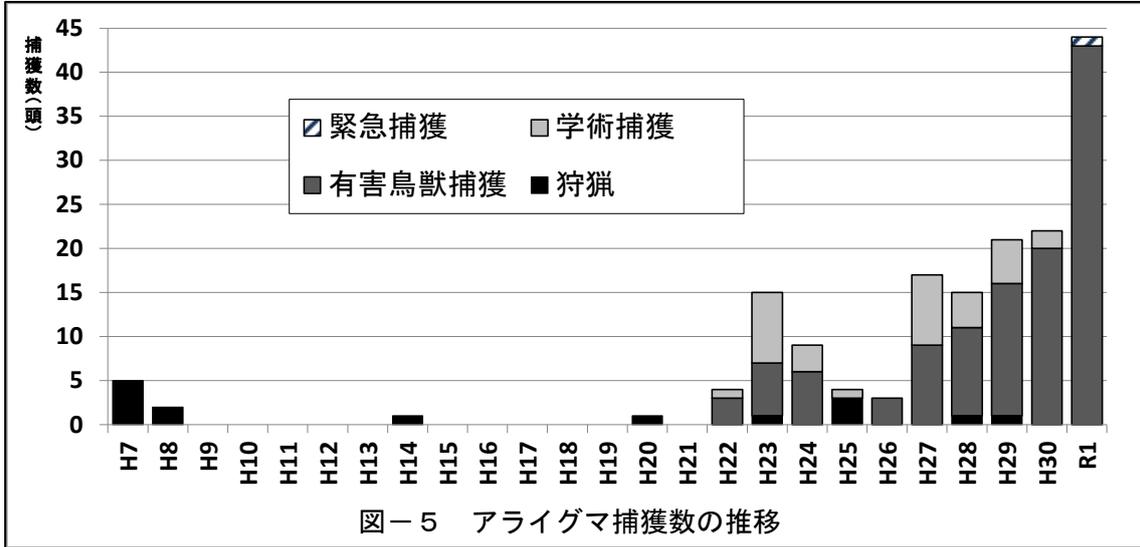


図-5 アライグマ捕獲数の推移

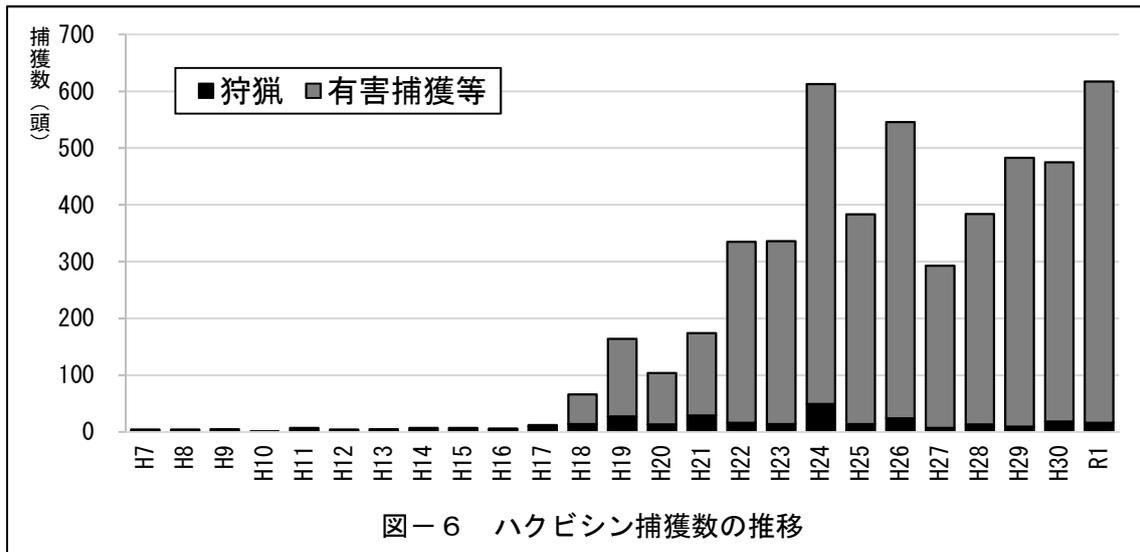


図-6 ハクビシン捕獲数の推移

6 防除の目標

アライグマ

当面は、生息数の低減を図り、生態系、生活環境及び農作物に係る被害を防止することを目標とし、最終的には県全域からの完全排除を目標とする。

ハクビシン

生息数の低減を図り、生態系、生活環境及び農作物に係る被害を防止することを目標とする。

## 7 防除の方法

### (1) 防除の考え方

アライグマの完全排除、ハクビシン被害の軽減に向けては、科学的、計画的に防除を推進する必要がある。

そのため、アライグマ及びハクビシンの問題について積極的に普及啓発、情報提供を行い、市町、関係団体、地域住民等の協力を得ながら、生息情報等を正確に収集する体制を整備する。また、市町においては、被害防止計画にアライグマ及びハクビシンを位置づける等により、適正な捕獲等の実施体制を整備し捕獲を推進するとともに、農作物被害の軽減を図る。加えて、アライグマ及びハクビシンとも、農業者等が被害防除のために捕獲を実施することがあるため、市町において捕獲個体の適正な処分が行える体制を整備する。

なお、アライグマが捕食することにより希少種等へ直接被害が及ぶ事例が他県で確認されており、本県でも同様の事例が発生する恐れがある。このため、あらかじめ市町及び関係者と連携し、希少種の生息地等においてアライグマの侵入の把握に努め、侵入が確認された場合には迅速に防除を実施する。ハクビシンについては、希少種等への被害は把握されていないが、希少種への影響について情報収集に努めるとともに、県内で被害が確認された場合には、アライグマと同様に防除を実施する。

### (2) 緊急的な防除

県及び市町は、アライグマについて、人の身体に危害を及ぼすおそれがある場合やその他緊急に防除を実施する必要がある場合は、外来生物法に基づき緊急的な防除を実施する。

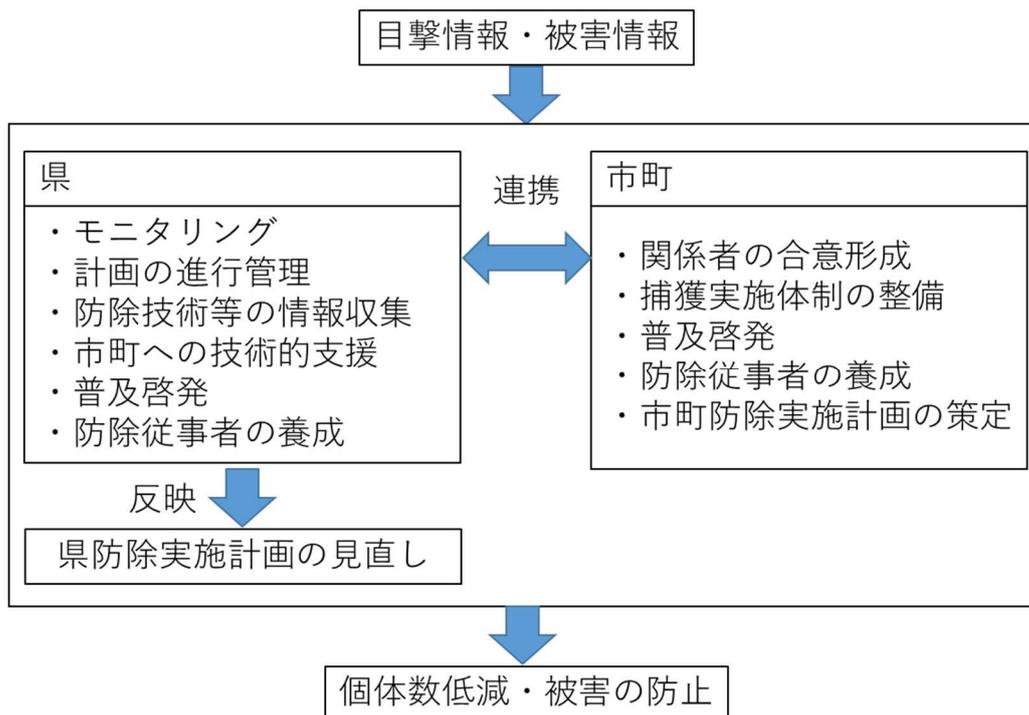
### (3) 実施体制

防除にあたっては、県と市町が実施主体となり、関係団体、地域住民等の協力を得ながら実施する。

県は、生息状況等のモニタリング、科学的データの蓄積・分析・フィードバック、防除実施計画の進行管理、防除技術等の情報収集、市町の取組に対する技術支援及び普及啓発を実施する。

市町は住民と連携を図り、関係者の合意形成、捕獲、捕獲個体の運搬・処分体制の整備及び普及啓発を実施する。アライグマについては、市町の必要に応じて外来生物法に基づく防除実施計画を策定する。

なお、防除を実施する際は、「外来生物法」及び「鳥獣保護管理法」を遵守するものとする。



#### (4) 捕獲の方法

アライグマ、ハクビシンの捕獲等は、鳥獣保護管理法に基づき有害鳥獣捕獲等許可を得たうえで行う（ただし、アライグマの緊急的な防除を除く。）。

捕獲等の許可にあたっては、原則として、わな猟免許を所持し、捕獲等に従事する年度又は前年度に当該猟法に係る栃木県の狩猟者登録を受けた者であることを許可基準としているが、栃木県においては、アライグマ及びハクビシン等の外来種について、以下に該当する場合は、わな猟免許を所持等していない者であっても捕獲等許可を得ることができるものとしている（栃木県第12次鳥獣保護管理事業計画）。

- ① 自己の管理する住宅敷地内の被害防止の目的で、当該敷地内において小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより捕獲する場合
- ② 自らの農業事業地内において被害防止のために小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りによる捕獲を行う場合で、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- ③ 県又は市町が開催する栃木県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等に関する講習を受け、市町の防除従事者登録（※）を受けた者が、小型の箱わなを使用する場合

#### ※ 防除従事者登録

ア 県及び市町は、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術に関する講習会を開催するなど、捕獲に従事する者の養成に努める。

イ 市町は、講習会を受講した者を捕獲に従事する者（以下「防除従事者」という。）として登録するとともに、防除従事者証（外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類）を交付し、防除従事者台帳の作成及び適宜更新することにより管理する。

アライグマは特定外来生物であるため、生きたままの運搬は外来生物法により規制されているが、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を得た従事者が捕獲個体を処分するために一時的な保管又は運搬を行うことは可能である。

捕獲には、原則として小型の箱わなを使用する。ただし、現場の状況によってやむを得ず小型箱わな以外の方法を用いる場合には、適切かつ効果的な方法を用いる。

#### (5) 捕獲の際の留意点

市町及び捕獲を行う者等は、捕獲を実施する際、次の事項に留意するものとする。

##### ① 錯誤捕獲の防止

餌や設置場所などを工夫して、錯誤捕獲を低減する。

わな設置期間中は、原則として1日1回は巡視するものとし、錯誤捕獲があった場合は、速やかに放獣するものとする。

##### ② 事故の発生防止

捕獲された野生動物は興奮状態にあり、大変危険なこと、また、感染症を媒介する可能性があることから、むやみに近づいたり、手を出したりしないなど、取り扱いについては十分注意し、万一、事故があった場合には、消毒や病院での治療など速やかに適切な措置を講じることとする。

##### ③ 逸出の防止

捕獲時及び運搬時においては、箱わなの施錠等の徹底により捕獲個体の逸出を防止するものとする。

##### ④ 捕獲個体

動物福祉の観点から、季節や天候に留意し、必要に応じてシート等で箱わなを覆い、風雨や直射日光を防ぐこととする。

##### ⑤ 他の鳥獣類（特に希少な鳥獣類）の生息及び生息環境に影響を与えないよう留意して実施することとする。

#### (6) 捕獲個体の取扱

捕獲地から処分場までの捕獲個体の運搬、捕獲個体の殺処分及び殺処分された個体の焼却等は、原則として市町が住民と連携を図り適切に実施するものとする。

殺処分方法は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、「動物の殺処分に関する指針」（平成7（1995）年7月4日総理府告示第40号）に基づく方法とする。

## (7) 捕獲個体の譲渡しと飼養

### アライグマ

捕獲個体は、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、外来生物法第5条第1項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を受けて飼養等を行うことができるものとする。

捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他の公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

なお、引取飼養等を希望する者に捕獲個体を引き渡す場合には、県又は市町は、次の要件を確認したうえで譲渡証明書を発行する。

- ① 外来生物法の規定に基づく飼養等に係る許可を受けていること。
- ② 捕獲個体を一定数収容できる施設を有していること。
- ③ 捕獲個体を県又は市町から速やかに引き取ることができること。
- ④ 引取後30日以内に不妊手術、マイクロチップの装着、感染症予防措置を実施すること。

また、県又は市町は、譲渡し先（引取飼養を希望する者）への引渡し状況を記録、保管するとともに、継続的に必要な情報の収集・提供を行うこと。

### ハクビシン

鳥獣保護管理法に基づき適切な捕獲許可を受けた上で行う場合に限る。

## (8) モニタリングと計画の見直し

県は市町と協力して、生息情報や被害情報を収集・分析し、防除の効果検証を行うとともに、その結果に基づき本計画の見直しを図るなど防除対策に適切に反映していく。なお、分析は、県の研究機関で実施する。

## 8 捕獲以外の対策の推進

アライグマ及びハクビシンによる生活環境や農作物の被害を軽減し、個体数の増加を抑制するためには、餌となるものの除去と、すみかとなる環境の排除が必要である。このため、農地等における防護柵の設置、農作物やその収穫残渣などを餌として利用させないこと、収穫の見込みの無いカキなどの果樹の伐採、地域全体では、普段は人が近づかない古い木造建築物や空き家などが繁殖場所として利用されないように侵入口を閉鎖するなどの対策が重要である。これらの点について、県及び市町は、地域住民等に対し、普及啓発に努めるものとする。

## 9 計画の推進体制

### (1) 関係機関との連携

県は、防除の実施に際しては、野生鳥獣保護管理連絡会議などを活用して、情報交換、意見交換を行いながら、共通認識の醸成に努め、関係機関や隣接県との連携を図り、推進するものとする。

### (2) 関係者との合意形成

市町は住民と連携を図り、土地所有者や施設管理者等との合意形成に努めるものとする。

## 10 普及啓発

県及び市町は、地域住民及び関係機関等に対して、栃木県におけるアライグマ及びハクビシンの現状と防除の必要性、効果的な捕獲技術、他の中型哺乳類との区別について、リーフレットの配布や講習会の開催、ホームページの活用等より普及啓発を行うこととする。

## 11 参考文献

- 環境省 (2018) 平成 29 年度要注意鳥獣 (クマ等) 生息分布調査
- 東京都 (2010) 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画
- 環境省 (2011) アライグマ防除の手引き (計画的な防除の進め方)

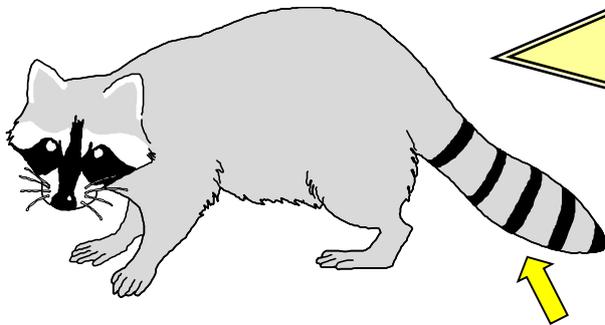
## 最後に

アライグマ及びハクビシンは、現在広範囲に分布し、様々な被害を発生させるに至っている。この問題の根底には、アライグマについては、愛玩のために安易に野生動物を飼育し、最後まで飼いきれずに野外に捨てられたり逃げられたりしてしまったこと、ハクビシンについては、戦時中に毛皮用として輸入・飼育していたにもかかわらず、実用化できないと分かると捨ててしまったことがある。その意味では、アライグマ及びハクビシンも人間による被害者であることを再認識する必要がある。

人間の不適切な行為がなければ失われなかった生命であることを我々は反省しなければならない。

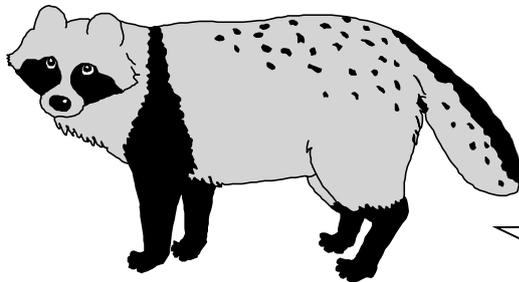
防除作業をできる限り迅速に進めるとともに、私達自身が野生動物との接し方やその飼育に関して、正しい知識と道徳を身に着けることが何より求められている。

## アライグマ・ハクビシンの特徴と間違いやすい動物



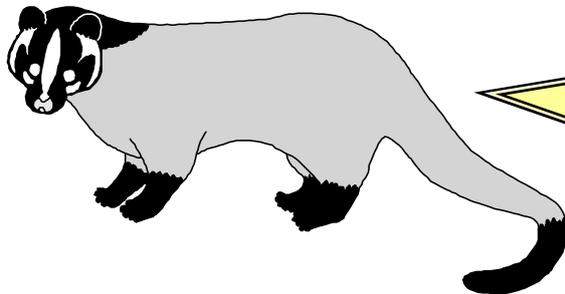
### アライグマ

しっぽのシマシマが特徴、顔はタヌキに似て目のまわりに黒いマスク模様がある。耳のふちとヒゲは白い。指が長く、手先が器用。屋根裏や家の壁の中に巣を作ることもある。雑食性。頭を低くして歩く。



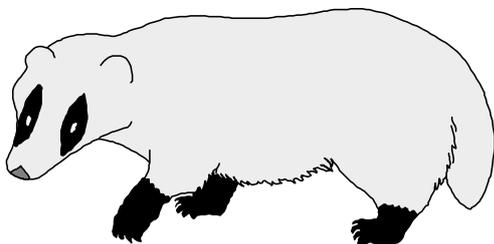
### タヌキ

体は茶色、目のまわりのマスク模様、足が黒っぽい。しっぽはフサフサ。雑食性。イヌのように頭はまっすぐにして歩く。



### ハクビシン

白い鼻すじが特徴、顔と足が黒っぽい。しっぽは細長い。木登りは得意で、屋根裏や家の壁の中に巣を作ることもある。電線を伝って歩ける。雑食性。



### アナグマ

ずんぐりした体形、体はくすんだ茶色。目のまわりは縦に黒っぽい。足と胸はやや濃い色。足にはしっかりした爪がある。